

埼玉県総合リハビリテーションセンター紹介動画等制作業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 公募型プロポーザル後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県総合リハビリテーションセンター紹介動画等制作業務委託

2 目的

総合リハビリテーションセンター（以下、「センター」という。）が提供している医療・福祉サービスを発信するPR動画を制作することにより、センターの認知度を高め、患者・利用者やその支援者等に信頼される医療・福祉サービスの提供を図る。

3 業務内容

- (1) 動画制作に関すること
- (2) リーフレットのデザイン作成、版下作成、印刷に関すること

4 用途

作成した動画等は、次の用途で使用するものとする。

- (1) 見学者の視聴
- (2) 埼玉県が運営する YouTube「埼玉県公式チャンネル」での配信やセンターのホームページ上への掲載
- (3) その他、センターがPR活動として行う広報での配信

5 動画制作の仕様

受託者は次の事項に留意し、県との協議を踏まえ、動画制作を行う。

(1) 制作方針

充実したサービス内容などのセンターの魅力や職員が熱意を持って生き生きと働いている様子が視聴者に伝わるような映像を制作し、患者・利用者、支援者等がセンターに興味を持つ内容であること。

(2) 動画内容及び再生時間

動画内容	再生時間
センター全般	20分程度
セクションごとのサービス内容 (看護、リハビリテーション、障害者機能訓練)	それぞれ2分～3分程度

(3) 企画

センターの基本理念である「利用者がその人らしい自立した生活ができるよう、良質で信頼される医療・福祉を提供」していることやサービス提供に対する職員のやりがいが見られる動画内容を企画すること。

(4) 編集

ア 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。

イ 音声で表現されている情報は字幕として付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。

ウ 各動画のサムネイル画像を作成すること。

エ 制作した動画はYouTube等のWebサイトにアップロード可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にすること。

(5) 校正

動画案制作後の校正（編集の修正）は2回以内とする。

(6) 成果品

ア DVDプレーヤーで再生できるDVDビデオを2枚納品すること。

なお、このDVDに保存する動画の画質はSD画質とすること。

イ 動画共有サイトへのアップロード用にMP4のファイル形式で保存したDVDを1枚納品すること。

ウ 上記イで納品する動画の画質はフルHD以上とすること。

エ 納品するDVDがそれぞれ1枚のDVDに保存できない場合は、埼玉県と協議により決定する。

(7) その他

ア 埼玉県への進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。

イ 動画の使用期限を定めないこと。

ウ YouTubeが定める利用規約を満たしていること。

エ 納品後に、成果品に不具合が生じた場合、又は正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

オ 出演者はセンター職員とする。ただし、演出上、モデル等の出演者を起用して撮影を行う場合は、交渉、出演の許諾は受託者が行い、出演料や謝礼が発生する場合は受託者が負担すること。

6 リーフレットのデザイン作成、版下作成、印刷の仕様

受託者は次の事項に留意し、県との協議を踏まえ、デザイン、印刷を行う。

(1) デザイン

ア センターの理念である「利用者がその人らしい自立した生活ができるよう、良質で信頼される医療・福祉を提供」していることが伝わるデザインとすること。

イ センターが提供している医療・福祉サービスの内容が分かる写真を用いること。動画用に撮影した画像を使用することは可能である。

- ウ センターのホームページに接続できる二次元バーコードを入れること。
- エ 県が提供する「彩の国 埼玉県」、埼玉県の県章、コバトンのイラスト「埼玉県のマスコット コバトン」を入れること。

(2) 規格

A 3サイズ（両面・4色刷）を観音折りにしてリーフレットとして使用することを考慮したレイアウトとすること。

※以下の内容に留意すること

- ・インクは植物油インクを使用し、その旨の表示を印刷物へ行うこと。
- ・用紙は再生マットコート紙の使用が望ましいが、調達が困難な場合は、できる限り古紙パルプ配合率が高い商品を使用するなど、調達可能なものの中から環境に配慮されたものを選択するよう努めること。
- ・J I S規格S 0 0 3 3に基づき、色覚バリアフリーに配慮した配色とすること。

(3) 校正

校正は原則3回までとするが、県が校了と判断するまで校正を行う場合がある。

(4) 成果品

ア リーフレット電子データ（PDF 及び AI）

イ 当該業務において使用した画像データ等の素材

「ア及びイは、2 動画作成の仕様（6）成果品」のDVDに保存して、納品すること。

ウ リーフレット 1, 0 0 0 部

7 納品期限及び納品場所

(1) 納品期限

令和6年3月29日

(2) 納品場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

8 特記事項

- (1) 成果品は、県に関連するホームページ及び広報物で使用することがある。
- (2) 著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (3) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）等は全て県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなく、Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担は受託者が負うこと。なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に

- 許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。
- (5) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、
県と協議し、指示を受けること。